

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市保科保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・児童憲章、児童の権利に関する条約などの趣旨を捉えた「長野市保育理念」及び「教育・保育の基本方針」を基に、当園の保育目標「ほしなっこ いってみよう！ やってみよう！ かんじよう！」を掲げ、当保育園の「全体的な計画」を作成している。「全体的な計画」は子どもの発達を踏まえ、地域の特性、家庭状況を考慮し、全職員で検討を加え編成し、年齢別の保育目標、養護、教育、食を営む力の基礎などのねらいや内容を具体的に記載している。また、その計画を基に、年齢別の年間指導計画を4期に分け作成し、更に、月案や週日案に繋げ日々の保育に当たっている。保育理念、目標等は保育室に掲示し、職員の意識の高揚と実践に繋げている。「全体的な計画」は年度末に全職員で振り返り、子どもたちの育ちなどの見直しを行い、次年度に繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>	<p>・「保育・環境マニュアル」を基に、室温、湿度調整を行い、換気も小まめに行い、刺激の精選の観点からも部屋の明るさや声の大きさに注意を払い、心地よいものになるように配慮している。「保育環境チェック項目」をクラスに掲示し、設備管理、清掃など細かくチェックし環境を整えている。遊具の安全点検は毎日行い、園内の安全点検は安全点検表、寝具の衛生管理は寝具の衛生チェック表を用いて点検し、また、保健マニュアルなども使い安全と衛生管理に努めている。寝具は定期的に取り替えてもらい衛生に気をつけている。園内にリスクマネジメント委員会を設け、園内外の巡回を行い、遊具点検、保育設備、玩具等の安全、衛生などをチェックし記録も残し、職員会ではヒヤリハットなども報告し、子どもが安心して過ごせるようにしている。園舎には木材が多く使われ温かみがあり、廊下の高い位置にも窓があり、明るく風通しもよく快適に過ごすことができている。また、エアコンやファンヒーター、加湿器で温度、湿度の調整を行っている。保育室はコーナー分けをして、ござやカーペットを敷きゆつたりと落ち着いて活動できるようにしている。使用していない保育室も整理整頓を行い、くつろいだり、落ち行ける場所として活用している。トイレや水回りはチェック表により毎日職員が清掃を行い清潔を保ち、床が濡れて滑らないように安全にも配慮している。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの個人差や発達段階を把握し、寄り添いながら、基本的な生活習慣を身につけることができるように環境を整備し、援助を行っている。保護者記入の「家庭の調べ」などを基に、個別懇談を行って情報を収集し、一人ひとりの発達や家庭状況を把握し、個別の指導計画等に反映し、一人ひとりの要求に答え、日々子どもが安心して過ごし、自分の気持ちや考えを表わすことができるように支援している。特別な配慮が必要な場合は保護者ニーズを把握し、職員会で話し合い、共通理解のもと全職員で連携を取り、子どもとコミュニケーションを取れるようにしている。表現が十分できない子どもには、一人ひとりの気持ちや考えを大切に表情や身振り、手振りなどから思いをくみ取り、言葉がけをし、気持ちが表せるように配慮している。「子どもを尊重する保育～保育士のかかわり～」を用いて研修し、声の大きさ、話し方に気を付け、否定的・高圧的な言葉は使わず、肯定的な言葉を多く取り入れ、思いを受け止めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達に合わせた言葉がけや、ホワイトボードを使用し見通しが持てる伝え方をし、寄り添いながら、基本的な生活習慣を身につけることができるように環境を整備し、援助を行っている。出来ることは見守りながら、月齢・年齢や個人差に配慮し、食事・排泄・睡眠・衣服の着脱・清潔等の生活習慣が身につけられるように声掛けをし、できないところはさりげなく援助している。必要以上に援助や言葉がけをせず、自らやろうとする気持ちを大切に、できるようになったことは褒め、自信や達成感・満足感に繋がっている。子どもの状態を常に把握し、気温や湿度にも留意し、水分補給や休息が取れるように活動の工夫を行い、体調が悪いときは保護者に連絡を取り、必要に応じて横になって休めるよう配慮している。食育月間では食べ物と体について知らせたり、生活習慣の大切さはわかりやすく絵本や紙芝居などで伝え、歯磨きや手洗いの仕方なども絵で示したり、職員が手本となって一緒に言いながら伝えている。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・年齢に応じて子どもが興味を持ち、自由に遊びを選び、やってみたいと思えるような環境を整えている。未満児は1歳児から2歳児までの異年齢1クラス、幼児は3歳児・4歳児・5歳児の異年齢1クラスで生活している。年齢、発育に応じて好きな遊びができるように子どもの目の高さに玩具を置き、自由に自分の好きな遊びができるように環境を整えている。幼児はボードを使い、前日の降園前に翌日の活動などを話し合せて伝え、見通しを持ち、自発的に遊べるように工夫している。運動プログラムや体操を取り入れ、戸外や室内でも体を十分に動かして遊べるように援助している。戸外では園周辺の豊かな自然環境を利用してマラソンや散歩の時間を多く取り入れ、園庭でも鬼ごっこやドッチボール、野球、竹馬、縄跳びなどの戸外遊びの時間を確保している。幼児と未満児と一緒に活動することも多く、異年齢との関わりの中で年上の子どもには思いやりやいたわりの心が育ち、年下の子どもには真似してやってみようとする姿が見え、共に育つ中でお互いに成長している。少人数の中での活動を通じ、友達と助け合う、物を大切に、約束を守る、嫌がることをしない、挨拶をするなどのルールが身につくように環境を整え、援助を行っている。公共機関を利用してのバス遠足や郵便局への訪問、小学校の音楽会リハーサル見学など地域の人たちと接する機会を設け、体験を通して社会的ルールを覚えるようにしている。信州型自然保育(信州やまほいく)の認定を受けており、山や川が身近にあることから散歩や川遊びを取り入れ、自然の中で植物などに触れあい、体験を通しての発見や学びが成長に繋がるように工夫している。また、地域の方から指導をしてもらいながら園庭や近隣の方から借りた畑で、イチゴ、ピーマン、トマト、キュウリ、サツマイモ、ジャガイモ、小松菜、大根、カブ等を育てている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</li> <li>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</li> <li>■ 36 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。</li> <li>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</li> <li>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</li> <li>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</li> </ul>	<p>・今年度は0歳児は在籍していない。0歳児がいる場合は「保育マニュアル」「未満児保育の一日」に基づいて、生活が保障され養護と教育が一体的に展開できるように環境を整え、生理的欲求が満たされるように保育内容や方法に配慮している。また、一人ひとりの月齢や発育、生活時間に合わせ、保育士が愛情を持ち一人ひとりの表情や喃語やしぐさなどに応答的に関わり、スキンシップを大切に愛着関係が育まれるようにしている。更に、子どもの生活リズムに合わせて午前の睡眠や離乳食を提供し、保育士との一对一の関わりを大切に安心して過ごせるように配慮している。保育室にはゆったりと寝転がったりハイハイをしたりするスペースを確保し、「つまむ」「拾う」「触る」など発達に合わせた玩具の選定やコーナー作りをし欲求に応え、興味、好奇心を持てるようにしている。個別指導計画や記録で発達状況等を確認し、保護者とはおたより帳や送迎時に園の様子を細かく伝え、情報を共有し合い連携を図れるようにしている。</p>
			⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</li> <li>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</li> <li>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</li> <li>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</li> <li>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。</li> <li>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</li> <li>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・1歳児が1名、2歳児が7名の8名の異年齢クラスで生活をしている。「保育マニュアル」「未満児保育の一日」を基に、一人ひとりの発達状況を把握し、子どもの自我の育ちや甘えたい気持ちを受け止め、肯定的な言葉かけやスキンシップを行い、安心して生活できるようにしている。また、子どもの気持ちを大切に状況を見極め、達成感や満足感が得られるように援助を行っている。更に、異年齢クラスで様々な職員と関わりを持てるようにし、年上の子どもを真似たり、年下の子どもをいたわるなどの交流がみられている。保育士も一緒に遊び、また、遊ぶ様子を見守り、時には子どもの主張を受け止めたりしながら、友達と関わりができるようさりげない仲立ちをしている。様々なごっこ遊びが楽しめるように手作り玩具を用意し、園内外で活用し、遊ぶ様子を見ながら追加したり、修正したりして環境の再構成を行い、より主体的な遊びができるように工夫している。幼児と一緒に遊びや体操などを行い、散歩の途中で地域の方と挨拶を交わし交流する機会を持っている。保護者とはおたより帳や口頭で日々の様子を伝え合い、個別懇談で食事や睡眠、健康面等を把握し家庭との連携を図り、毎月の個別指導計画にも家庭との連携欄を設け立案し、連絡を取り合っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・3歳児1名・4歳児8名・5歳児4名、計13名の異年齢クラスで生活している。「全体的な計画」を基に、年齢に応じた「年間指導計画」を作成し、活動内容により年齢別保育を取り入れ、発達に応じて支援している。また、「年間指導計画」を基に、月案、週日案を作成し、保育を行っている。3歳児は基本的な生活習慣を身につけ、保育士や年上の子どもと一緒に遊びながら、真似をしてやってみようとする姿が育ち、友達と一緒に遊ぶ楽しさを感じられるように援助している。4歳児は友達関係が深まり思いを伝え合い、年下の子どもへの関心、助け合いが育つように援助を行っている。5歳児は個性を大切に、夏祭りや運動会などの行事や当番活動などを友達と協力しながら考えて行い、助け合いや達成感、自信に繋がるように援助を行っている。園長が小学校コミュニティスクール運営委員会、学校評議委員会、地区住民自治協議会子育て青少年部会に参加し、また、保育主任が幼保小連携会議等に出席し、接続期カリキュラムの作成、小学校の先生の園参観などで園と小学校との連携を図っている。</p>
			⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</li> <li>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・園舎はバリアフリーになっており、多目的トイレも設置されてスロープもあり、誰もが生活しやすい環境が整備されている。特別な配慮が必要な子どもの受け入れに際しては、「家庭の調べ」や入所時の懇談等で発達過程等の状況を把握し、一人ひとりの育ちに合わせたステップで目標達成が出来るように個別の支援計画を作成し、援助を行うようにしている。園としても「共育ち」「インクルーシブ保育」の視点から全ての子どもが育ちあう環境を工夫している。特別支援教育・保育コーディネーターの経験のある保育士がおり、こども総合支援センターの職員や外部の児童発達支援施設職員の助言を生かし、より適切な指導を行えるようにしている。また、特別支援教育・保育研修に参加した職員が研修内容を他の職員に伝え、子ども同士が共に成長出来るように体制を整備している。受け入れに際しては、保護者に園生活の様子を小まめに伝え、家庭の状況も把握し、連携を密に取るようにしている。必要とする保護者には、発達に関する情報について案内をしている。こども総合支援センターの職員が必要に応じて来訪する「にこにこ園訪問」など発達相談を通して医療機関に繋げたり援助の仕方なども学んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</li> <li>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</li> <li>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</li> <li>■ 62 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> <li>■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</li> <li>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</li> <li>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</li> </ul>	<p>・市としての「保育マニュアル」があり、「全体的な計画」の「長時間にわたる保育の実施及び配慮」に基づいて、朝夕の保育は経験豊富なパート保育士と常勤職員を配置し、子どもの気持ちに寄り添い、家庭的で安心して過ごせるように配慮している。「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」を基に、全体的な計画に長時間にわたる保育の保育内容、留意点を明記し、保育内容や家庭の意向を記載し活動の連続性にも配慮して保育を行っている。子どもが安心してゆったりと過ごせるようにじゅうたんやござなどを敷き、夏は熱中症対策で水分補給の時間を設け、エアコンを使用し快適に過ごせるようにしている。人数や年齢に配慮して発達に合った玩具や絵本を自由に選んで遊べる環境を整え、未満児と幼児と一緒に過ごしている。担任は担当保育士に昼間の様子を口頭のみでなく引継ぎ事項を専用のファイルに残し、保護者にも確実に伝わるよう工夫し、円滑なコミュニケーションを図っている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</li> <li>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</li> <li>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</li> </ul>	<p>・幼保小連携会議や幼保小連絡会の年間計画が立てられ、就学を見通した交流や行事への参加が行われている。多くの年長の子どもたちが就学する保科小学校との「接続期カリキュラム」を作成し、連携を図っている。就学に向けて午睡をなくしたり、学習に興味を持てる活動を取り入れている。幼児は、音楽会リハーサル見学や年長児の来入児健診などで小学校を訪問する機会がある。保護者には小学校で来入児説明会があり、園でも個別懇談の機会を設けている。また、小学校の教頭との連携や、教師の保育園体験の受け入れを行っている。年長の担任は園長、保育主任と相談し、保育要録を作成し、小学校へ引き継いでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> <li>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</li> <li>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</li> </ul>	<p>・「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」や「緊急連絡カード」、保護者との個別懇談などで健康状態を把握している。子どもの健康観察を日々行い、体調の変化に早く気づき、けがなどの状況も把握し、保護者に伝えるようにし、帰園後も状態を確認している。保健計画を作成し、毎月の体重を測定し、身体測定（身長、頭囲、胸囲）は年3回、歯科検診・内科健診は年2回、年中・年長児は視力検査、尿検査を行い、発育・発達に適した生活を送る指標とし、体重を含めた身体測定の結果は「保育業務支援システム」に記録している。保護者は「保育業務支援システム」により測定結果などの情報を知ることができ、「保育業務支援システム」で配信される園日よりや保健日よりから保健情報や感染症などの情報も得ることができる。乳幼児突然死症候群（SIDS）について園内研修を行い、午睡時は細心の注意を払い、部屋は顔色が見えるようカーテンを開けておき、未満児は5分に1回、幼児は30分に1回呼吸等のチェックを行い、記録している。保護者にもポスターを掲示し注意を喚起している。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・アレルギーのある子どもについては厚生労働省のガイドラインや「誤食を防ぐための配膳手順」を基に、食事の提供を行うようにしている。また、「保健マニュアル」のアレルギーに関する記載に基づいた職員研修も行い、共通理解を図っている。主治医が記入した生活管理指導表に基いて、入園前に保護者と園長、栄養士、調理員が面談を行い対応し、保護者には事前に献立表の確認やアレルギーチェック表の記入をしていただき、年1回面談を行っている。基本的にアレルギー食の提供時に調理員、園長または保育主任、担任がチェックし間違いないように提供し、対象の子どもの食事については別のトレーや食器を用意し、保育士もそばに付き誤食を防ぐための対応を行うようにしている。</p>
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	<p>・全体的な計画、月案に食育に関する記載をしている。食育月間、食育の日などを設け、食の大切さについて、絵本や紙芝居などからも関心が持てるように工夫し援助している。市共通の献立は1ヶ月に2回同じメニューが出ることで味にもなれるように工夫がされている。保護者が送迎時に見られるように毎食の食品サンプルを玄関に置いている。未満児については保護者と調理員、担任が話し合い、離乳食や子どもの発育に合わせ食べやすい大きさや硬さなどに配慮して提供している。椅子やテーブルの高さは体格に合わせ、食器は持ちやすく清潔感のある物を使用している。保育士は一人ひとりの食事量、好き嫌いを把握し、無理強いをせず、励ましながらか苦手なものは少量ずつ食べられるように援助している。イチゴ、ピーマン、トマト、キュウリ、サツマイモ、ジャガイモ、小松菜、大根、カブ等を園庭や借りた畑で栽培し、成長観察や収穫体験を行い食材を身近に感じ、また、給食に取り入れることで、食への関心を高め喜びを感じるようにしている。献立表、食育だよりを「保育業務支援システム」で配信し、食育の取り組みなどを家庭へ知らせ連携を図っている。公立園として毎月8日を「やさいの日」、19日を「食育の日」、6月を「食育月間」、11月には「和食の日」を行っている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものである。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・子どもの発育、発達に配慮した形態に調理し、担任は子どもの食べる量や好き嫌いを把握している。離乳食は家庭状況、発育に応じて保護者、担任、調理員とよく相談をして無理のないように進めている。食材はできるだけ国産や県内産を使用し、調理員は「検食簿」「献立表・日誌」等の記録もし、残食量等を踏まえて次の献立に反映している。保育・幼稚園課の栄養士を始めとした市の献立検討委員会で季節感のある献立を立て、郷土食（おやき、こねつけ、にらせんべい等）や行事食（クリスマス、お正月、節分、ひな祭り等）を取り入れ、地域や行事の食文化を伝えている。調理員は子どもたちの食事の様子を見て食事の状況を把握し、調理に活かしている。また、調理員は給食の手引きや衛生管理チェック表等に基づいて衛生管理を行い、「食品衛生自主管理点検表」で市の保育・幼稚園課の栄養士に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>	<p>・未満児についてはおたより帳を使い、園と家庭での毎日の様子を記入・交換し連携を図っている。幼児については活動の様子を「保育業務支援システム」で毎日配信し、週に1回写真をつけて配信している。また、送迎時にも口頭で日々の様子を伝え合い、情報交換を行っている。また「保育業務支援システム」では、毎月の園だよりとして各月の保育のねらいや行事予定、子どもの成長を伝え、園の活動についての理解を図り、毎日の出欠確認や緊急時連絡にも活用している。別途、信州やまほいくポータルサイトでも活動の様子を写真も豊富にタイムリーに伝えている。更に、個別懇談会、保護者参加行事（プール参観、運動会、楽しみ会等）で情報を共有したり、園の様子を見てもらう機会を設けている。保護者との情報交換や個別懇談の内容は必要に応じて個別ノートに記録をし、職員会でも報告・確認し、「個別の指導計画」作成時に取り入れ実際の保育に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・保護者が安心して子育てができるように担任は送迎時に個別対応を丁寧に行い、子どもの様子を具体的に伝えて成長を喜び合い、園長、保育主任も登降園時に玄関や門付近で挨拶や声掛けをし、保護者の困っていること、悩んでいることなどを気軽に話してもらえるような雰囲気づくりに心掛け、会話を通して信頼関係の構築に努めている。4月の園だよりに「いつでも誰にもご相談ください」と知らせ、いつでも相談に乗れる体制を整えている。保護者の事情により相談場所や時間を考慮して相談に応じている。相談内容は園長、保育主任に報告をし助言を受け、内容により全職員で共有し連携を図り、相談者にもフィードバックし、園全体で支援に努めている。「意見（要望）への対応マニュアル」があり、相談内容は守秘義務を守り、「相談・意見・苦情受付記録」に適切に記録し保管している。必要に応じて発達相談員や子ども総合支援センターなどの専門職の紹介をしたり繋いでいる。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	<p>・「児童の権利に関する条約」「児童虐待の対応について」などに基づいて読み合わせや園内研修を行い、家庭での虐待、権利侵害の疑いがある子どもの早期発見、予防、対応に取り組んでいる。身体測定、プール・水遊び、おむつ替えなどの時に子どもの体の様子を見たり、日々の子どもの服装、衛生面、食事の様子、発育状況等を小まめに観察し、兆候を見逃さないように努めている。虐待や権利侵害が疑われた場合はマニュアルに沿って園長に報告し、子育て家庭福祉課や児童相談所と連携を取るようになっている。また、そのような事態が起きた際には、経過を追って情報共有できるように専用記録用紙に記入し、保存をしている。更に、兄弟・姉妹関係のある小学校とも連携をとり、地域として経過観察を継続し、家庭を見守る姿勢を大切にしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・職員は年間指導計画、月案、週日案で保育の状況を振り返り、また、第三者評価の「内容評価項目」に沿った自己評価も年2回行い自らの保育についての気づきを得るようにし、次年度、次月、次週、翌日へと繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。今年度においては、第三者評価を受審し、結果を保護者に報告すると共に全体の計画に反映させ、利用者満足度を更に高められるよう保育の質の向上を図っていかうとしている。また、幼児会議や未満児会議で課題について話し合い、改善策を練り、保育の質の向上に努めている。月のねらいについても子どもの姿からどのような保育に繋げていくかを検討し、年度末には職員間で確認しながら次年度の全体的な計画の立案に反映させている。5月の新型コロナ5類移行に伴い参集型の研修も増えつつあり、職員は園内研修や課主催の研修だけでなく自己研鑽のためにオンラインなどで行われる外部の研修にも自主的に参加して専門性の向上に努めている。</p>